

町田市事業承継 事業補助金

● あなたの事業承継、町田市が応援します！ ●



補助金上限

50万円

補助対象経費の
2分の1



チャレンジするなら
TOKYOの町田から!

町田市経済観光部産業政策課
〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22

TEL : 042-724-3296
FAX : 050-3101-9615

市ホームページから申請書をダウンロードし、申請書及び必要書類を作成の上、産業政策課まで郵送又は持参にてご提出ください。



町田市事業承継事業補助金とは

市内に本社を構える中小企業者（個人事業主を除く）を対象に、これから事業を“受け渡す”際に必要な経費の一部を市が補助する制度です。町田の事業者が持つ、優れた技術、サービスを次世代へ“つなぐ”チャレンジを支援します！



「つなぐ」チャレンジ

補助金額

補助対象経費の2分の1（上限50万円） ※1,000円未満切り捨て

補助対象者

- ① 町田市に本社がある中小企業者（個人事業主を除く）で、1年以上事業を営んでおり、市税を完納していること
- ② 事前に事業計画について、「町田市事業承継推進ネットワーク※」の確認を受けていること

※町田市事業承継推進ネットワークとは

市内事業者の円滑な事業承継を推進することを目的に、町田市、町田商工会議所、多摩ビジネスサポートセンター、東京都多摩地域事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関等で構成される関連団体のつながりのことです。各機関が連携しながら、それぞれの強みを活かし、個別事業者のニーズに応じた支援を行います。

補助対象となる事業及び経費

市内事業者が事業承継に取り組むうえで、専門事業者に対し支払われる、以下の事業の経費が対象となります。

補助対象事業	事業承継のコンサルティング等を受ける事業	M&Aに係る仲介委託事業
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・企業の初期診断に要する経費・課題分析に要する経費・事業承継計画の作成に要する経費・企業価値の算出に要する経費	<ul style="list-style-type: none">・仲介・マッチングの登録に要する経費・仲介の着手に要する経費

※申請日時点で事業に着手していないこと

補助対象外となる例

- (1) 専門事業者に支払う顧問料
- (2) 官公庁等の手続及び書類作成に係る経費
- (3) 訴訟又はトラブル対応に係る経費
- (4) 事業承継の成立時に専門事業者に支払う成功報酬

申請から交付まで



※申請期間、詳細は市ホームページをご確認ください。
※予算上限に達した場合、その時点で受付終了します。

事業継承に関する相談(市役所開催)

国が運営している「東京都多摩地域事業承継・引き継ぎ支援センター」の専門相談員に事業承継について相談することが出来ます。
(相談料無料 原則毎月第2水曜日)

詳細は、市ホームページをご確認ください。

相談会の詳細はこちら



申請書類提出先・問合せ先

町田市経済観光部産業政策課
〒194-8520
東京都町田市森野2-2-22
TEL:042-724-3296
FAX:050-3101-9615

補助金の詳細はこちら

